



# 金沢市公報

第 2 4 5 0 号

平成16年(2004年)6月11日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	1
自転車等の撤去及び保管について( " )	2
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	2
金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例の規定に基づく届出のあった個人情報ファイルについて (広報広聴課)	3
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指定について (保健推進課)	3
市道の区域の変更について (生活道路整備課)	4
道路の供用の開始について ( " )	4
公 告	
金沢市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案の縦覧について (農林総務課)	4
予防接種を行うことについて (駅西福祉保健センター)	4

浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境保全課)	5
土地区画整理組合の事業計画の変更認可の申請に係る当該変更事業計画の縦覧について (区画整理課)	5
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	6
選挙管理委員会告示 条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	6
議会の解散の請求並びに議員、長、助役、収入役、選挙管理委員及び監査委員の解職請求の場合における署名者の最低数について ( " )	6
教育委員会の委員の解職請求の場合における署名者の最低数について ( " )	6
監査公表 監査公表 (第17号 - 第19号) (監査事務局)	6

## 告 示

### ●金沢市告示第170号

金沢市自転車等駐車場条例 (平成3年条例第1号) 第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則 (平成3年規則第3号) 第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成16年6月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称  
金沢市営西金沢駅前自転車駐車場  
金沢市営東金沢駅東自転車駐車場  
金沢市営柿木島自転車駐車場
- 2 保管自転車等の台数  
自転車 124台
- 3 自転車等を移動し、保管した日  
平成16年5月1日から同月31日まで
- 4 保管自転車等の返還を申し出る場所  
金沢市広坂1丁目9番16号  
財団法人金沢まちづくり財団
- 5 保管自転車等を返還する日時及び場所  
日時 平成16年6月11日から同年12月11日まで  
午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第171号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年6月11日

金沢市長 山 出 保

1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤 去 し た 自 転 車 等 の 台 数
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車 43 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 4 台
東金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車 2 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車 3 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 8 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 1 台
森本地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 1 台
安江町地内	自 転 車 5 台
昭和町地内	自 転 車 3 台
下堤町地内	自 転 車 4 台
武蔵町地内	自 転 車 2 台
竪町地内	自 転 車 2 台
片町1丁目地内	自 転 車 2 台
片町2丁目地内	自 転 車 1 台
八日市1丁目地内	自 転 車 1 台
八日市5丁目地内	自 転 車 1 台
三馬3丁目地内	自 転 車 1 台
横川4丁目地内	自 転 車 1 台
示野中町2丁目地内	自 転 車 1 台
北塚町地内	自 転 車 4 台
高尾台4丁目地内	自 転 車 6 台
古府3丁目地内	自 転 車 1 台
米泉町地内	自 転 車 1 台
藤江南1丁目地内	自 転 車 1 台

2 自転車等を撤去した日

平成16年5月1日から同月31日まで

3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

(1) 期間

平成16年6月11日から同年12月11日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第172号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年6月11日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
夕日寺町町会	事務所 の 所 在 地	金沢市夕日寺町ホ151番地	金沢市夕日寺町ホ163番甲地	平成16年1月4日
	代表者の氏名 及 び 住 所	寺崎 昭一 金沢市夕日寺町ホ58番地	吉島 登 金沢市夕日寺町ホ163番甲地	平成16年1月4日
上荒屋第10町会	事務所 の 所 在 地	金沢市上荒屋6丁目485番地	金沢市上荒屋5丁目206番地	平成16年4月18日
	代表者の氏名 及 び 住 所	橋本 隆雄 金沢市上荒屋6丁目485番地	田上 照夫 金沢市上荒屋5丁目206番地	平成16年4月18日

## ●金沢市告示第173号

金沢市情報公開及び個人情報保護に関する条例（平成3年条例第2号）第21条第1項の規定による届出のあった個人情報ファイルについて、同条例第22条の規定により、次のとおり告示します。

平成16年6月11日

金沢市長 山 出 保

新たに作成し、又は取得した個人情報ファイル

番号	名 称	利用目的	収集方法	収集対象者の範囲	記 録 項 目
1	老人保健医療受給者台帳	老人保健法による医療の給付又は支給についての受給資格の管理	本人、庁内の他部門又は他の行政機関から	老人保健法による医療受給者及び同一世帯員	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、続柄、親族関係、収入、障害及び健康保険加入状況
2	老人医療費助成受給者台帳	老人医療費助成についての受給資格の管理	本人又は庁内の他部門から	老人医療費助成受給者、配偶者及び扶養義務者	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、続柄、親族関係、収入及び健康保険加入状況
3	心身障害者医療費助成受給者台帳	心身障害者医療費助成についての受給資格の管理	本人又は庁内の他部門から	心身障害者医療費助成受給者、配偶者及び扶養義務者	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、続柄、親族関係、収入、障害及び健康保険加入状況
4	ひとり親家庭等医療費助成受給者台帳	ひとり親家庭等医療費助成についての受給資格の管理	本人又は庁内の他部門から	ひとり親家庭等医療費助成対象者、申請者、申請者の配偶者及び申請者の扶養義務者	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、続柄、親族関係、収入、障害及び健康保険加入状況
5	乳幼児医療費助成受給者台帳	乳幼児医療費助成についての受給資格の管理	本人又は庁内の他部門から	乳幼児及び保護者	氏名、性別、生年月日、年齢、住所、続柄、親族関係、収入及び健康保険加入状況

## ●金沢市告示第174号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成16年6月11日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指定年月日
クスリのアオキ安原薬局	金沢市安原土地区画整理事業地内 42街区21番地	株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 保外志	平成16年5月17日

●金沢市告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木部生活道路整備課において平成16年6月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成16年6月11日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	区 間	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
一 般 市 道	三馬21号泉本町6丁目線2号	泉本町6丁目 4番 先から 泉本町6丁目 105番 1先まで	旧	4.6 ~ 4.8	67
			新	5.5 ~ 5.7	67

●金沢市告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木部生活道路整備課において平成16年6月11日から同月25日まで一般の縦覧に供します。

平成16年6月11日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供用開始日
三馬21号泉本町6丁目線2号	泉本町6丁目4番先から泉本町6丁目105番1先まで	平成16年6月11日

公 告

金沢市農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該金沢市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農用地利用計画の変更に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、平成16年7月12日の翌日から起算して15日以内に、本市にこれを申し出ることができます。

平成16年6月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 縦覧期間  
平成16年6月11日から同年7月12日まで
- 2 縦覧場所  
金沢市農林部農林総務課

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成16年6月11日

金沢市長 山 出 保

- 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻 し ん	生後12月から生後90月に至るまでの間にある者	平成16年6月11日から 平成17年3月31日まで	別表のとおり
三 種 混 合 (ジフテリア、破傷風及び百日せき)	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者		
二 種 混 合 (ジフテリア及び破傷風)			
風 し ん	生後12月から生後90月に至るまでの間にある者		
ジ フ テ リ ア 2 期 (ジフテリア及び破傷風)	11歳以上13歳未満の者		
日 本 脳 炎 1 期	生後36月から生後90月に至るまでの間にある者		
日 本 脳 炎 2 期	9歳以上13歳未満の者		
日 本 脳 炎 3 期	14歳以上16歳未満の者		

## 2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

## 別 表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		実施する予防接種の種類
	医 療 機 関 名	所 在 地	
金 田 朋 也	川北温泉クリニック	能美郡川北町壺ツ屋195番地	麻しん、三種混合、二種混合、風しん、ジフテリア2期、日本脳炎1・2・3期

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、平成16年6月4日に次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成16年6月11日

金 沢 市 長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所
56	金沢市設備メンテナンス協同組合	金沢市西泉5丁目93番地

次の土地区画整理組合の事業計画の変更認可に係る申請があったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、当該変更事業計画を公衆の縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

なお、利害関係者は、縦覧に供された変更事業計画について意見がある場合においては、平成16年6月15日から同年7月12日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではありません。

平成16年6月11日

金 沢 市 長 山 出 保

土地区画整理組合の名称	縦覧期間	縦覧場所	縦覧時間
金沢市福久町東部土地区画整理組合	平成16年6月15日から 同月28日まで	金沢市都市整備部 定住促進局区画整理課	午前9時から午後5時 30分まで

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成16年6月11日

金沢市長 山 出 保

1

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市松寺町子16番6から16番9まで	道路 金沢市松寺町子16番9	金沢市北寺町ホ11番地1 株式会社 宮本住建 代表取締役 宮本 秀治
金沢市泉本町1丁目23番1及び23番3から23番8まで	道路 金沢市泉本町1丁目23番1及び23番4	金沢市泉本町2丁目1番3号レジデンス泉1F 光和土地建物株式会社 代表取締役 作田 哲夫
金沢市岩出町八9番1及び9番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	農道 金沢市岩出町八9番2	金沢市岩出町八50番地1 杉本 信子

### 選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求における署名者の最低数）は、7,100人です。

平成16年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散の請求並びに議員、長、助役、収入役、選挙管理委員及び監査委員の解職請求の場合における署名者の最低数）は、118,321人です。

平成16年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

●金沢市選挙管理委員会告示第33号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の委員の解職請求の場合における署名者の最低数）は、118,321人です。

平成16年6月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

### 監 査 公 表

●金沢市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した工事監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成16年6月11日

金沢市監査委員	近	藤	義	昭
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	澤	飯	英	樹
金沢市監査委員	出	石	輝	夫

## 1 監査対象

(1) 平成14年度 彦三町増補管築造工事  
建設課

工事場所	請負業者 (契約方法)	契約金額	契約 年月日	着工 年月日	竣工(契約) 年月日	監査期間	実査年月日
此花町 瓢箪町 地内	真柄・治山・北 陸地建特定建設 工事共同企業体 (制約付一般) (競争入札)	円 908,029,500	平成14年 7月17日	平成14年 7月17日	平成16年 3月24日 (平成16年 3月31日)	平成14年 9月9日 ~ 平成16年 5月25日	平成15年 1月16日 平成15年 6月18日 平成16年 4月14日

(2) 平成15年度 西部水質管理センター2 / 5系最終沈殿池等機械設備改築工事  
建設課

工事場所	請負業者 (契約方法)	契約金額	契約 年月日	着工 年月日	竣工(契約) 年月日	監査期間	実査年月日
東力町地内	(株)荏原製作所 北陸支店 (公募型指名) (競争入札)	円 425,282,500	平成15年 7月14日	平成15年 7月15日	平成16年 3月26日 (平成16年 3月31日)	平成15年 9月5日 ~ 平成16年 5月25日	平成16年 3月4日 平成16年 4月21日

(3) 金沢駅東広場地下部築造工事第2工区(躯体工事)  
駅周辺整備課

工事場所	請負業者 (契約方法)	契約金額	契約 年月日	着工 年月日	竣工(契約) 年月日	監査期間	実査年月日
木の新保7 番丁、堀川 町、北安江 町へ、玉井 町、本町2 丁目地内	清水・西松・治 山社・豊蔵・高 田特定建設工事 共同企業体 (制約付一般) (競争入札)	円 3,580,500,000	平成12年 3月14日	平成12年 3月15日	平成16年 3月29日 (平成16年 3月30日)	平成12年 8月4日 ~ 平成16年 5月25日	平成14年 6月20日 平成15年 9月26日 平成16年 4月15日

(4) 金沢駅東広場大屋根建設工事  
駅周辺整備課

工事場所	請負業者 (契約方法)	契約金額	契約 年月日	着工 年月日	竣工(契約) 年月日	監査期間	実査年月日
金沢駅北土 地区画整理 事業施行地 地内	清水・西松・治 山社・松本特定 建設工事共同企 業体 (制約付一般 競争入札)	円 4,184,250,000	平成14年 6月28日	平成14年 6月28日	平成16年 3月30日 (平成16年 3月30日)	平成14年 7月5日 ~ 平成16年 5月25日	平成15年 9月26日 平成16年 4月15日

## 2 監査を執行した監査委員

近藤義昭、中島秀雄、澤飯英樹、出石輝夫、松本捷男、中西勝之、小津正昭、安達 前、高村佳伸  
以下、監査委員の退任及び就任は次のとおりである。

- ・松本捷男は平成13年3月21日に退任し、代わって同月22日に小津正昭が就任した。
- ・中西勝之は平成15年3月31日に退任し、代わって同年4月1日に近藤義昭が就任した。
- ・小津正昭、安達 前は平成15年5月1日に退任し、代わって同月15日に高村佳伸、出石輝夫が就任した。
- ・高村佳伸は平成16年3月24日に退任し、代わって同月25日に澤飯英樹が就任した。

## 3 監査の方法

工事の設計図書等関係書類を審査するとともに、施工状況を実地監査した。

## 4 監査の結果

## (1) 設計に関する事項

設計及び設計内容については、適正と認められた。

## (2) 施工に関する事項

施工、施工管理及び検査については、適正に執行されていた。

## (3) 事務手続に関する事項

契約等の事務手続については、適正に執行されていた。

## ●金沢市監査公表第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、金沢市長及び金沢市公営企業管理者から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成16年6月11日

金沢市監査委員	近	藤	義	昭
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	澤	飯	英	樹
金沢市監査委員	出	石	輝	夫

## 1 定期監査(財務事務監査)

- (1) 措置通知があった年月日 平成16年5月6日
- (2) 措置を講じた部局等 企業局建設部建設課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成16年4月12日(平成16年監査公表第14号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果(指摘事項等)	措置の内容(改善内容)
工事の施工について、平成15年4月26日、掘削工事の高気圧作業中に死亡事故が発生したことは、誠に残念である。過日、請負業者から市に対し申出書が提出され、市として指名停止措置が行われ、事故原因等については所管庁の調査結果を待つものであるが、本監査において施工管理の状況を確認した結果、気圧調整業務、救急管理対策及び圧力計設備機器が不十分であったことが認め	事故後、工事打合せや請負者の安全訓練等実施状況報告を通して、管理状況を詳細に把握し、施設の総点検を行い、現場安全パトロールを実施して、所定の工事を完了したところである。 今回の事故を教訓に、今後とも、安全管理に対する意識の高揚を図り、請負者に対して関係法令の遵守と、労働災害防止に万全を期すよう、徹底した指導・監督を行っ



<p>られた。今回の事故を教訓に請負業者に対し労働安全衛生法等関連法令の遵守を徹底するとともに、特殊作業等による労働災害防止に万全の措置指導を行うべきである。</p>	<p>ていく。</p>
---	-------------

2 出資団体監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成16年5月14日
- (2) 措置を講じた部局等 都市政策部文化スポーツ局スポーツ振興課 (財団法人 金沢市スポーツ事業団)
- (3) 監査結果の公表年月日 平成14年12月11日 (平成14年監査公表第32号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監 査 の 結 果 (指 摘 事 項 等)	措 置 の 内 容 (改 善 内 容)
<p>スポーツ事業団に対して補助金及び委託料を四半期毎に概算払いにより支出しているが、概算受高に対して執行額が少なく執行残額が多くなっていることから、事業執行に見合った支出を適切に行うべきこと。</p>	<p>平成14年度より金沢市スポーツ事業団 (以下「事業団」という。) に対する補助金及び委託料の概算払いについては、事業団から提出される資金計画書に基づき月別の概算払いの額を算定し、毎月払いとした。また、支払いに際しては事業団の資金残高の報告を受けることとし、執行に見合った支出を適切に行うこととした。</p>

●金沢市監査公表第19号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成16年6月11日

金沢市監査委員	近	藤	義	昭
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	澤	飯	英	樹
金沢市監査委員	出	石	輝	夫

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成16年5月6日
- (2) 措置を講じた部局等 行政改革推進課、総務課、財政課、監理課、会計課、企業総務課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成15年4月2日 (平成15年監査公表第10号)
- (4) 監査の結果及び措置の内容

監 査 の 結 果 (指 摘 事 項 等)	措 置 の 内 容 (改 善 内 容)
<p>委託料について</p> <p>1 同一案件同一業者継続落札について</p> <p>一つの委託業務につき受託可能な業者が複数存在する場合、入札を行っていないながら毎年度同一業者が継続して落札するケースの中には、指名業者が固定している状況や、入札時の入札参加者の動向として過度に競争性が低下している入札状況が存在し、制度が形骸化している面がある。</p> <p>特に長期にわたる委託業務の特殊性から、受注の安定性及び受注シェアの安定性のみが際立っており、入札制度の競争性を確保するため発注方法や指名基準等を見直すべきである。</p> <p>2 不調随契について</p> <p>不調随契のあり方として、透明性の高い執行手続き</p>	<p>委託料について</p> <p>1 同一案件同一業者継続落札について</p> <p>平成16年4月1日付け監理課長通知「平成16年度物品契約・建物維持管理業務委託事務について」で、平成16年度から契約金額の大きな委託業務 (予定価格2千万円以上) には、原則、制約付き一般競争入札を導入することとした。</p> <p>また、指名競争入札を行う場合であっても、可能な限り指名業者の一部入れ替え等を実施し、指名業者の固定化防止と競争性の確保に努めていく。</p> <p>2 不調随契について</p> <p>平成15年12月25日に策定した「業務委託における随</p>

を実施すべきであり、また、複数社による場合に各社の間に共通の意思が働かない工夫をすべきである。

### 3 実行委員会等への委託について

- (1) 委託先として不適当なものがある。
- (2) 本来直接執行すべきものを含んでいるものもあり、発注方法を見直すべき委託がある。
- (3) 委託先での再委託において合理的でない随契理由がある。
- (4) 委託先の管理を担当課が行っていないながら、委託先での支出の妥当性がチェックされていない。

### 4 外郭団体への委託料の精算手続きと契約書の表示について

外郭団体への委託については、毎年多額の委託料が支払われているにもかかわらず、担当課は何ら支出の妥当性を検査せず支払っており、契約表示面及び委託料支出に関する内部統制につき改善すべき点がある。

5 建物構築物等の外郭団体への管理委託について  
施設管理委託料の構成要素の半分以上がハードの維持管理の再委託料であり、それ以外は水道光熱費、人件費がほとんどである。財団としての委託手続きにおいては、例年の事務手続きに終止し、関心度は低い。発注方法や契約のあり方につき、担当課や監理課からの厳正な指導監督を行うべきである。

### 6 財団への委託時の事務手数料について

金沢まちづくり財団への駐車場管理委託費に含まれる財団事務手数料は、金沢まちづくり財団が再委託する委託費の3%と見積られているが、以下の理由により、契約及び契約金額の計算方法を見直すべきである。

財団が再委託する執行手続きにはほとんど経費はかからない。

財団は直営事業も行っており、委託事業で賄うべき共通経費を明確にしていない。

他の財団への委託は、共通経費的なものも実費精算の対象とし直接委託費の中に含まれて委託金額が決まっており、他の財団に対する委託のあり方と

意契約のガイドライン」に基づき、平成16年度から競争入札に付し落札者がいないときは、原則として、随意契約に移行せず再度入札を行うこととした。

### 3 実行委員会等への委託について

- (1)(2) 「業務委託における随意契約のガイドライン」に基づき、委託先の適性を検討するため、当該団体の組織構成、内部規定（会則、会計規定）を明らかにした上で契約することとした。また、予算査定時に実行委員会方式による委託の必要性や市による直接執行について十分検討していく。
- (3) 再委託における随意契約についても「業務委託における随意契約のガイドライン」に基づき、改善していく。
- (4) 適正な業務委託の執行を図るため、平成15年4月4日付け「委託料結果報告・補助金（交付金）実績報告の取り扱いについて」を全庁に通知し、運営業務委託等における結果報告には収支精算書を添付し、内容確認を義務付けることとした。

### 4 外郭団体への委託料の精算手続きと契約書の表示について

3の措置のほか、概算払いの精算及び検査調書の作成の段階で支出検査を徹底していく。

5 建物構築物等の外郭団体への管理委託について  
平成16年3月30日付けで財団等を所管する課に対し、「業務委託における随意契約のガイドライン」を踏まえた改善指導を実施するよう通知した。

### 6 財団への委託時の事務手数料について

平成14年度から金沢まちづくり財団に対する事務手数料を廃止した。

<p>の均衡に欠ける。</p> <p>委託料についての意見</p> <p>3 契約書の再委託禁止条項等に関する意見</p> <p>委託契約書の中に再委託禁止条項が入っているもの とないものがある。工事における入札適正化法におい ては、一括下請け禁止となっており、委託においても 同様に、契約書上再委託禁止条項を原則記載とし、再 委託の内容によって例外的許可の内容を契約書上記載 するのが望ましいのではなかろうか。</p> <p>4 委託業務の見積書に関する意見</p> <p>内容を記載した見積書を作成するよう施行規則上の 様式を改正するかあるいは、契約時に委託業務の種類 ごとに、明細がわかるような記載をした内訳書の提出 を求めるよう改善されたい。</p> <p>6 随意契約の理由に関する意見</p> <p>最初の契約のあり方（委託仕様と委託範囲）は特に 慎重に対処していただきたい。これまで長年「随契」 を続けている委託であっても、委託業務を分解整理し、 どうしても当該「随契」相手先に頼らなければならない 部分とそうでない部分を峻別していく事が肝要と思 われる。</p>	<p>委託料についての意見</p> <p>3 契約書の再委託禁止条項等に関する意見</p> <p>業務委託契約において、一括再委託禁止条項を契約 書中に記載することを徹底していく。</p> <p>4 委託業務の見積書に関する意見</p> <p>建物維持管理業務については、平成12年度より、落 札業者に内訳書の提出を求めている。 その他業務についても、平成16年度より同様に落札 業者に内訳書の提出を求めていく。</p> <p>6 随意契約の理由に関する意見</p> <p>「業務委託における随意契約のガイドライン」に基 づき、平成16年度から契約の方法及び随意契約理由に ついて十分検討し、対処していく。</p>
---	---

●正 誤

平成16年3月31日付け金沢市公報号外第14号の3

頁	箇所	誤	正
2	下から11行目	この限りではない	この限りでない

平成16年(2004年)6月11日 印刷  
平成16年(2004年)6月11日 発行

定価 100円

発行人  
発行所  
印刷者  
印刷所

石川県金沢市玉鋺4丁目166番地  
石川県金沢市玉鋺4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
前 川 稔  
(株) 共 栄